事前評価調書

I 事業概要												
事	業名	農業	農業農村整備事業(水質保全対策事業)									
地	区名	日道	3 進西部地区									
事	業箇所	日進	∃進市藤塚 外									
事業のあ らまし		本地区は日進市の西部に位置する面積約82haの水田地帯である。都市化の進展等により、水源である河川やため池の水質が悪化したため、昭和51年度から55年度にかけて水質障害対策事業により愛知用水に水源を転換した。近年、地区周辺の都市化が進行するなか、老朽化等による漏水や破損が顕在化している。このため、本施設の更新整備を行うことで従前の用水機能を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。										
事	業目標	(福	【達成(主要)目標】 従前の用水機能を維持し、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図る。 【副次目標】 なし									
事業費		事業費			内訳							
		8.0億円		■工事費 7.2 億円、■用補費 0.3 億円、■その他 0.5 億円								
		採护	採択予定年度 平成		29 年度	着工予定	年度	平成 30 年度	完成予定年	F度 平原	艾34 年度	
事	業内容	用水	水路工 4.3km									
① 事業の必要性	事 業		策事業が実 が頻発して るため、抗 A	E施されている。 E設をされている。 A:	popular princip dost princip p							
			本地区の用水路は、近年、老朽化に伴う漏水が頻発しており、農業生産の維持並びに農業経営の安定化を図るためには、本施設の早急な更新整備が必要である。									
	2 事業		工種区分	調査・用地裕工事	設計	H29 ◆	H3		H32	H33	H34	
②事業			事業	 費(億P	9)		<u> </u>	7.5			0.5	
②事業の実効性	2) 地元の合 意形成		本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。									
	判定		A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。									
			【理由】 地元の合意形成が図られており、計画の実効性が期待できる。 									

Ⅲ 対応方針

事業実施が 事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。

妥当である。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

施設の維持管理状況